(その1)

収　支　報　告　書

会計	繰越	検算	転記		
⑨	⑨	✓	✓	○	9

※該当箇所に［レ］すること。

（ふりがな）　けいざいたいとのかい

1　政治団体の名称　経済泰斗の会

2　主たる事務所の所在地　東京都中野区本町２－４９－１２
フレール中野坂上９０１

3　代表者の氏名　藤巻　健史

4　会計責任者の氏名　~~河村　鉄夫~~　山田　朋広　— 1921

受付
26.5.13
収支公開室
第　号

5　平成　２５　年分

団体コード	1	2	5	0	1	3	4	9	2	0	0	1	2	1
前年繰越額	0 円													

事務担当者の氏名　山田　朋広

電話番号　03-6550-0917

635 号
26.3.27
東京都選挙管理委員会
事務局

政治団体の区分
□ 政党
□ 政党の支部
□ 政治資金団体
□ 政治資金規正法第１８条の２第１項の規定による政治団体
☑ その他の政治団体
□ その他の政治団体の支部
活動区域の区分
全国（２都道府県以上）

資金管理団体の指定の有無

［レ］有　［　］無

公職の種類　参議院議員（現・候）

資金管理団体の届出をした者の氏名　藤巻　健史

国会議員関係政治団体の区分

［レ］政治資金規正法第１９条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体

［レ］政治資金規正法第１９条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名　藤巻　健史

公職の種類　参議院議員（現・候）

（※）資金管理団体の指定の期間

平成　２５　年　６　月　１２　日　から
平成　２５　年　１２　月　３１　日　まで

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取消しをした場合のみ記入のこと。

（※）国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

平成　２５　年　６　月　１２　日　から
平成　２５　年　１２　月　３１　日　まで

※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体に該当した場合又は該当しなくなった場合のみ記入のこと。

受付	審査	確認	消込

1149501

全国団体用

（その２）

収　支　の　状　況

１　収支の総括表

	十億	百万	千	円
収　入　総　額		1	000	000
（前年からの繰越額）				0
（本年の収入額）		1	000	000
支　出　総　額			700	000
翌年への繰越額		9	300	000

２　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	十億	百万	千	円
金　額				
員　数（党費又は会費を納入した人の数）				人

(2) 寄　附	金額 十億	百万	千	円	備考
ア　寄附(イを除く。)の区分					
(ｱ) 個人からの寄附					
（うち特定寄附）					
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附					
(ｳ) 政治団体からの寄附		1	000	000	
小計　(ｱ) ＋ (ｲ) ＋ (ｳ)		1	000	000	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)					
イ　政党匿名寄附					
合計　（ア ＋ イ）		1	000	000	

（その７）

（１，２，３のいずれかに○をつけてください）

(7) 寄附の内訳														寄附者の区分	1. 個人　2. 法人・その他の団体　③政治団体		
寄附者の氏名（又は名称）	金額 十億	百万	千	円							年月日 平成			住所（又は所在地）	職業（又は代表者の氏名）	備考	
日本維新の会国会議員団本部		1	0	0	0	0	0	0			25	12	24	東京都港区赤坂1-11-28 常和赤坂一丁目ビル4F	~~松野博一~~ 平沼赳夫		
この頁の小計		1	0	0	0	0	0	0									
その他の寄附																	
合計		1	0	0	0	0	0	0									

（注１）同一者からの年間５万円超（５万１円以上）の寄附は個別に記載してください。
（注２）同一者から複数回寄附を受けた場合は、寄附をした者（団体等）ごとに「名寄せ」して年月日順に記載し、その者の最後に「計」を入れてください。
（注３）「その他の寄附」と「合計」の欄は、個人、法人その他の団体又は政治団体の寄附者の区分ごとに、最終頁に記載してください。
（注４）同一本部・支部（選管等へ届出たものに限る）からの寄附や交付金は、（その５）に記載してください。

(その13)

3　支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項目	金額（十億 百万 千 円）	備考
1 経常経費		
(1) 人件費		
(2) 光熱水費		
(3) 備品・消耗品費		
(4) 事務所費		
小計		
2 政治活動費		
(1) 組織活動費	70000	
(2) 選挙関係費		
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費		ア～エの計
ア 機関紙誌の発行事業費		
イ 宣伝事業費		
ウ 政治資金パーティー開催事業費		
エ その他の事業費		
(4) 調査研究費		
(5) 寄附・交付金		
(6) その他の経費		
小計	70000	
合計	70000	

全国団体用

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分	組織活動費 ~~その他の事業費~~ (会合費)		
支出の目的	金額 (十億 百万 千 円)	年月日 (平成)	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考
飲食費	24,000	25.11.16	割烹 大多安	宮城県仙台市青葉区立町3-7	
〃	23,000	25.11.30	〃	〃	
〃	23,000	25.12.13	〃	〃	
この頁の小計	70,000				
その他の支出	0				
合計	70,000				

(注1) 5万円以上の支出はすべて個別に記載し、5万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

(注2) 国会議員関係政治団体は、1万円超(1万1円以上)の支出はすべて個別に記載し、1万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

(注3) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の()の中の項目ごとに、最終頁に記載してください。

(注4) 項目別区分ごとに別葉にしてください。項目別区分の記載例は、「その他の事業費(区政報告会)」、「機関紙誌の発行事業費(印刷費)」、「選挙関係費(陣中見舞)」など。

(その17)

資　産　等　の　状　況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備　　考
ア　土　　地	□	☑	
イ　建　　物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金　銭　信　託	□	☑	
キ　有　価　証　券	□	☑	
ク　出　資　に　よ　る　権　利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

※有無について☑してください。　　（注）有に☑の場合は「項目別区分」ごと（その18）が必要です。

(その20)

宣　誓　書

添付書類（別添のとおり）

☑　1　領収書等の写し

☐　2　監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）

☐　3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成 26 年 3 月 26 日

政治団体の名称　経済泰斗の会

会計責任者の氏名　山田朋広　㊞

（↓代表者については、**解散する年の収支報告書にのみ**記載すること。）

代表者の氏名　　㊞

（注１）「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署してください。
（注２）「代表者の氏名」欄は、解散する場合に、解散する年の最後の収支報告書にのみ記載してください。
（注３）国会議員関係政治団体は、宣誓書（その２０）に記載した日付が政治資金監査報告書に記載された日付と同日か後の日付になるよう記載してください。

政治資金監査報告書

平成26年3月20日

経済泰斗の会
代表　藤巻　健史　殿

登録政治資金監査人　石川 千晴
登録番号　第1432号
研修修了年月日　平成21年6月12日

1　監査の概要

（1）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、経済泰斗の会の平成25年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書について、支出に関する政治資金監査を行った。

（2）この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（3）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（4）この政治資金監査は、経済泰斗の会の主たる事務所に作業に必要な十分なスペースがないことから、円滑な政治資金監査の実施が困難と判断し、参議院議員会館917号室において行った。また、当団体から事務所関連経費は支出されていない。

2　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（1）　法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等が保存されていた。

なお、政治資金監査の対象期間においては、経済泰斗の会に係る振込明細書を必要とする支出はなく、また全ての領収書を備えていたため、振込明細書及び領収書等を徴し難かった支出の明細書は存在しなかった。

（2）　法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（3）　法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。

（4）　法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書は作成の必要がないため、作成されていない。

3　業務制限

経済泰斗の会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、経済泰斗の会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以上